

様式第 1 号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
				着手	※ 1 再評価	完成			
3	道路事業 高鍋美々津線 東都農工区	都農町	L=2.5km W=6.0m(7.5m)	H20	—	H29	1,950	①	道路建設課

事後評価の結果 ※ 2

【事業の目的】

当該事業は、未供用区間を整備することにより、高鍋町、都農町、日向市とのネットワークを構成する道路網の構築、また、国道10号のバイパス的な機能や災害・事故等非常時の代替道路としてダブルネットワークの強化も目的に整備したものである。

【事業効果の発現状況】

当該工区の整備により、国道10号が被災した際の同国道の代替道路として人や物資の緊急輸送への寄与が期待される。また、食肉工場や沿線漁港などを発着する輸送用大型トラックが安全に走行できるほか、渋滞する国道10号を回避し、当路線で円滑な輸送を行えるようになった。

【事業による環境の変化や環境保全】

切土箇所には法面緑化を実施しており、環境への影響は低減されている。

【施設の維持管理状況】

適切に維持管理され、道路管理上の問題はない。

(維持管理状況)

H27交通センサス：2,329台／日

道路巡視（基準）：1,000台／日以上～5,000台／日未満 → 1週間2日以上

【今後の事業評価の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、更なる事後評価の必要性はない。

【改善措置の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

総合評価	特記事項
事業効果が認められる。	特になし。

(対象理由)

①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業

②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※ 1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

※ 2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。